

## 例月現金出納検査報告（令和2年11月26日提出）

この検査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「本基準」という。）第4条第1項第11号に規定する検査であり、本基準に従って検査を実施した。

### 第1 検査の種類

例月現金出納検査

### 第2 検査を実施した監査委員名

佐々木 健一、森 亮二

### 第3 検査の対象

- 1 令和2年7月・8月・9月分の一般会計・特別会計に属する各証拠書類、現金出納状況について
- 2 令和2年7月・8月・9月分の水道事業会計に属する各証拠書類、現金出納状況について
- 3 令和2年7月・8月・9月分の下水道事業会計に属する各証拠書類、現金出納状況について

### 第4 検査の実施日及び場所

令和2年8月31日 流山市役所及び流山市上下水道局

令和2年9月30日 流山市役所及び流山市上下水道局

令和2年10月28日 流山市役所

### 第5 検査の着眼点、実施内容及び結果

- 1 各会計別出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査し、かつ、現金残高を照合検査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿、証拠書類も適正に整理されていることが認められた。

- 2 水道事業会計の現金出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿の記載、証拠書類も正しく整理されており、現金預金の出納事務も適正に遂行されていることが認められた。

### 3 下水道事業会計の現金出納状況について

出納検査のために提出された資料に基づき、関係諸帳簿、証拠書類について審査した結果、その計算に誤りがなく諸帳簿の記載、証拠書類も正しく整理されており、現金預金の出納事務も適正に遂行されていることが認められた。